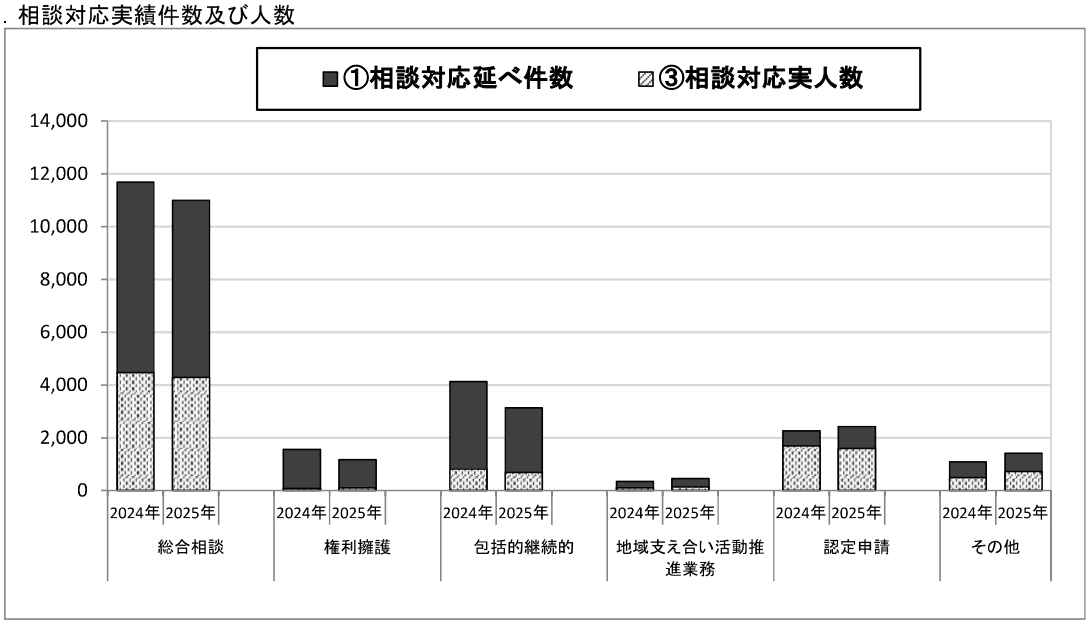
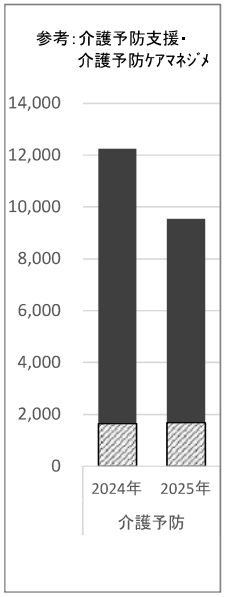
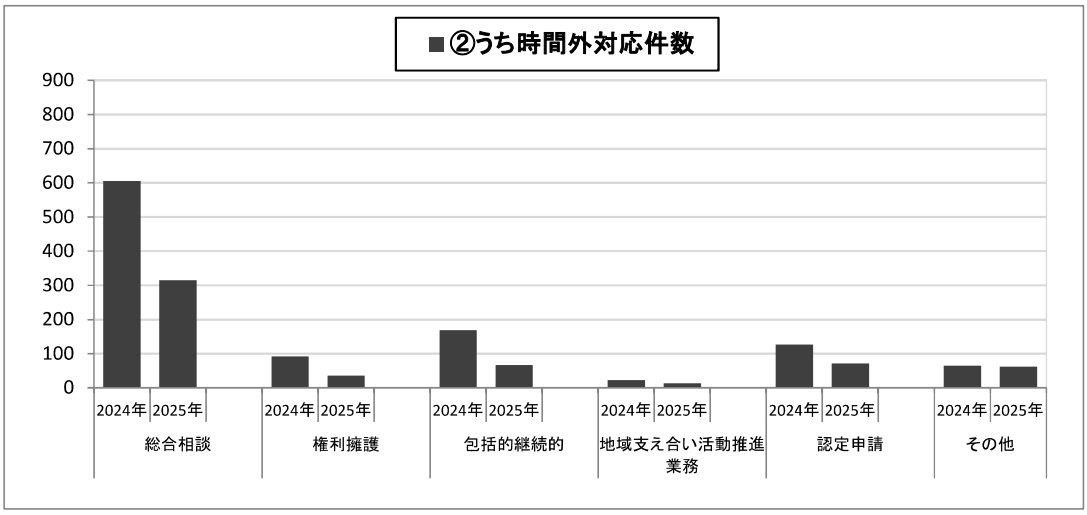
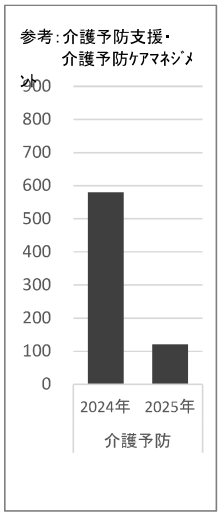
2025年度　実績報告書（中央区）

1. 相談対応実績件数及び人数









	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	4,795	637	964	581	252	6	6,534	38	8	756	18	1,417	798	136	765	986	18,691
うち時間外対応	110	17	18	21	9	0	72	0	0	14	0	32	5	2	14	42	356
来所	1,113	141	223	112	113	40	437	11	6	85	5	179	89	29	815	178	3,576
うち時間外対応	62	7	9	1	10	3	18	0	0	9	0	8	7	2	42	8	186
訪問	758	39	160	465	133	40	2,335	11	2	95	8	240	174	176	786	115	5,537
うち時間外対応	10	0	0	10	1	0	24	0	0	5	0	3	1	3	10	1	68
その他	182	11	117	102	20	2	244	7	2	117	2	160	78	116	62	141	1,363
うち時間外対応	24	1	1	0	0	0	6	0	0	8	0	9	1	6	5	11	72
①相談対応延べ件数	6,848	828	1,464	1,260	518	88	9,550	67	18	1,053	33	1,996	1,139	457	2,428	1,420	29,167
前年度比	−7%	−4%	−4%	−7%	14%	−17%	−22%	−37%	−22%	−24%	−3%	−20%	−31%	27%	7%	31%	−12%
1圏域あたり（件）	978	118	209	180	74	13	1,364	10	3	150	5	285	163	65	347	203	4,167
②うち時間外対応件数	206	25	28	32	20	3	120	0	0	36	0	52	14	13	71	62	682
前年度比	−49%	−34%	−59%	−48%	−31%	−67%	−79%	−100%	−100%	−60%	−	−45%	−81%	−41%	−44%	−3%	−59%
1圏域あたり（件）	29	4	4	5	3	0	17	0	0	5	0	7	2	2	10	9	97
③相談対応実人数	2,750	348	499	404	208	76	1,681	29	5	61	16	575	110	146	1,600	726	−
前年度比	−5%	−3%	5%	−10%	7%	−22%	3%	−3%	400%	49%	−6%	−16%	−15%	28%	−6%	49%	−
1圏域あたり（人）	393	50	71	58	30	11	240	4	1	9	2	82	16	21	229	104	−

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外（休日、祝日を含む）に受付・対応した件数

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	7	2	1	0	0	10
実人数	3	2	1	0	0	6

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	12,578 件	2.3%	1,796.9 件
緊急対応件数（事故対応等）	件数	10 件	−9.1%	1.4 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	15,218	2,098

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	12 件	0.0%	1.7 件
	参加人数	310 人	8.0%	44.3 人
	（内訳）協議体開催数	8 件	60.0%	1.1 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	51 件	13.3%	7.3 件
	参加人数	189 人	34.0%	27.0 人
自センター主催の会議等	開催数	39 件	34.5%	5.6 件
	参加人数	717 人	105.4%	102.4 人
小地域支え合い連絡会	開催数	69 件	−24.2%	9.9 件
	参加人数	827 人	−25.2%	118.1 人
行政等主催の会議等	開催数	513 件	7.1%	73.3 件
	参加職員数	561 人	0.5%	80.1 人
地域主催の会議等	開催数	442 件	−1.3%	63.1 件
	参加職員数	686 人	−12.9%	98.0 人
ケアマネ等研修会	開催数	18 件	−56.1%	2.6 件
	参加人数	134 人	−68.5%	19.1 人
介護リフレッシュ教室	開催数	32 件	−3.0%	4.6 件
	参加人数	249 人	4.6%	35.6 人
運営推進会議	開催数	29 件	−12.1%	4.1 件
	参加職員数	56 人	−3.4%	8.0 人
研修	回数	117 件	0.0%	16.7 件
	受講職員数	217 人	36.5%	31.0 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	102 件	191.4%	14.6 件
	参加職員数	415 人	628.1%	59.3 人
他機関との連絡調整	件数	6,535 件	−20.8%	933.6 件

月別実績報告書 その1

センター番号：	03
センター名：	中央区

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	4,795	637	964	581	252	6	6,534	38	8	756	18	1,417	798	136	765	986	18,691
うち時間外対応	110	17	18	21	9	0	72	0	0	14	0	32	5	2	14	42	356
来所	1,113	141	223	112	113	40	437	11	6	85	5	179	89	29	815	178	3,576
うち時間外対応	62	7	9	1	10	3	18	0	0	9	0	8	7	2	42	8	186
訪問	758	39	160	465	133	40	2,335	11	2	95	8	240	174	176	786	115	5,537
うち時間外対応	10	0	0	10	1	0	24	0	0	5	0	3	1	3	10	1	68
その他	182	11	117	102	20	2	244	7	2	117	2	160	78	116	62	141	1,363
うち時間外対応	24	1	1	0	0	0	6	0	0	8	0	9	1	6	5	11	72
合計	6,848	828	1,464	1,260	518	88	9,550	67	18	1,053	33	1,996	1,139	457	2,428	1,420	29,167
うち時間外対応	206	25	28	32	20	3	120	0	0	36	0	52	14	13	71	62	682
実人数	4,457	515	921	852	355	80	7,023	39	7	280	17	1,413	519	398	1,928	1,079	19,883
うち新規人数	2,750	348	499	404	208	76	1,681	29	5	61	16	575	110	146	1,600	726	9,234

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	7	2	1	0	0	10
実人数	3	2	1	0	0	6

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	901	対象人数	12,578
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	664	対象人数	6,350
緊急対応件数（事故対応等）		件数	10		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		476	13	463	192	20	10
	簡易型		124	3	121	33	1	2
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		1,275	79	1,196	564	80	9
モニタリング	回数	15,218	サービス担当者会議			回数		2,098

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	12	参加人数	310
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	8		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	51	参加人数	189
自センター主催の会議等	会議数	39	参加人数	717
小地域支え合い連絡会	開催数	69	参加人数	827
行政等主催の会議等	会議数	513	参加職員数	561
地域主催の会議等	会議数	442	参加職員数	686
ケアマネ等研修会	開催数	18	参加人数	134
介護リフレッシュ教室	開催数	32	参加人数	249
運営推進会議	開催数	29	参加職員数	56
研修	回数	117	受講職員数	217
住民主体活動の後方支援	参加回数	102	参加職員数	415
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	6,535		
（内数）ケース検討会	開催数	74		

月別実績報告書 その1

センター番号：	19
センター名：	新神戸あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,041	43	196	21	17	2	1,623	5	0	42	5	63	70	0	31	44	3,203
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
来所	198	9	58	3	0	2	23	3	0	7	0	3	18	0	114	7	445
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
訪問	89	4	45	62	34	5	311	2	0	18	1	30	42	2	187	25	857
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	0	2	2	0	0	15	5	0	4	0	1	1	2	5	5	49
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,335	56	301	88	51	9	1,972	15	0	71	6	97	131	4	337	81	4,554
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
実人数	712	49	185	69	28	8	1,493	9	0	26	1	69	59	4	337	73	3,122
うち新規人数	390	30	87	28	13	6	235	5	0	7	1	38	12	4	311	48	1,215

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	5	0	0	0	0	5
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	41	対象人数	429
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	23	対象人数	244
緊急対応件数（事故対応等）		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		119	2	117	21	0	0
	簡易型		10	0	10	3	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		133	4	129	64	0	0
モニタリング	回数	2,812	サービス担当者会議			回数		287

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	40
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	20
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	107
行政等主催の会議等	会議数	79	参加職員数	90
地域主催の会議等	会議数	73	参加職員数	97
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	18
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	20
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	30
研修	回数	17	受講職員数	23
住民主体活動の後方支援	参加回数	6	参加職員数	8
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,091		
（内数）ケース検討会	開催数	8		

月別実績報告書 その1

センター番号：	20
センター名：	春日野あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,207	304	213	29	38	1	1,025	14	8	263	0	280	160	19	171	103	3,835
うち時間外対応	55	11	8	4	7	0	36	0	0	12	0	8	3	1	7	5	157
来所	358	67	65	25	20	23	100	5	5	49	1	75	32	3	198	25	1,051
うち時間外対応	42	7	7	0	6	3	12	0	0	6	0	7	4	1	20	2	117
訪問	93	10	19	79	25	21	245	2	2	15	1	13	7	5	131	2	670
うち時間外対応	5	0	0	6	0	0	7	0	0	4	0	2	1	3	4	0	32
その他	61	3	31	1	1	2	21	1	1	44	0	28	7	5	20	2	228
うち時間外対応	11	1	1	0	0	0	1	0	0	7	0	4	1	0	0	2	28
合計	1,719	384	328	134	84	47	1,391	22	16	371	2	396	206	32	520	132	5,784
うち時間外対応	113	19	16	10	13	3	56	0	0	29	0	21	9	5	31	9	334
実人数	1,061	241	218	110	62	43	808	12	5	54	2	234	57	26	351	117	3,401
うち新規人数	841	182	163	57	46	42	382	9	3	11	2	146	20	21	336	104	2,365

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	1	0	0	2
実人数	1	0	1	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	88	対象人数	1,536
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	40	対象人数	756
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		111	5	106	47	0	4
	簡易型		19	1	18	2	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		275	5	270	125	0	2
モニタリング	回数	2,878	サービス担当者会議			回数		383

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	50
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	18	参加人数	46
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	71
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	111
行政等主催の会議等	会議数	78	参加職員数	95
地域主催の会議等	会議数	64	参加職員数	90
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	38
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	44
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	7
研修	回数	20	受講職員数	40
住民主体活動の後方支援	参加回数	13	参加職員数	16
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,705		
（内数）ケース検討会	開催数	29		

月別実績報告書 その1

センター番号：	21
センター名：	脇の浜あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	624	11	117	45	39	0	665	0	0	129	3	328	173	2	16	131	2,283
うち時間外対応	17	0	3	5	2	0	12	0	0	0	0	17	1	0	0	19	76
来所	118	4	14	10	47	0	44	1	0	17	3	58	15	9	18	55	413
うち時間外対応	6	0	2	0	3	0	1	0	0	3	0	1	0	0	0	5	21
訪問	260	2	27	55	5	0	317	0	0	17	3	47	24	7	90	34	888
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3
その他	56	1	14	30	6	0	42	0	0	28	1	89	28	48	1	15	359
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	6
合計	1,058	18	172	140	97	0	1,068	1	0	191	10	522	240	66	125	235	3,943
うち時間外対応	26	0	5	5	5	0	14	0	0	5	0	19	1	0	0	26	106
実人数	885	13	86	89	60	0	779	1	0	24	4	376	55	66	112	175	2,725
うち新規人数	375	12	29	46	35	0	220	1	0	3	4	151	13	44	111	135	1,179

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	79	対象人数	3,250
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	50	対象人数	940
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		32	0	32	16	13	2
	簡易型		2	0	2	0	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		155	53	102	53	36	2
モニタリング	回数	1,903	サービス担当者会議			回数		204

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	57
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	21	参加人数	450
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	39
行政等主催の会議等	会議数	69	参加職員数	69
地域主催の会議等	会議数	36	参加職員数	84
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	24
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	22
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	10	受講職員数	10
住民主体活動の後方支援	参加回数	26	参加職員数	61
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	377		
（内数）ケース検討会	開催数	8		

月別実績報告書 その1

センター番号：	22
センター名：	三宮あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	479	70	78	161	21	0	320	0	0	38	2	88	16	13	257	544	2,087
うち時間外対応	25	3	1	11	0	0	6	0	0	1	0	5	0	1	5	16	74
来所	121	10	9	10	7	3	40	0	0	0	0	2	2	4	194	48	450
うち時間外対応	8	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	16	1	28
訪問	25	3	3	63	9	1	130	0	0	7	0	8	1	0	92	21	363
うち時間外対応	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	7
その他	42	5	16	15	9	0	54	0	0	16	0	29	5	19	30	69	309
うち時間外対応	9	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	5	0	6	5	2	31
合計	667	88	106	249	46	4	544	0	0	61	2	127	24	36	573	682	3,209
うち時間外対応	42	3	1	13	1	0	13	0	0	1	0	10	1	7	29	19	140
実人数	511	47	73	144	35	4	370	0	0	24	2	75	17	20	362	489	2,173
うち新規人数	395	33	52	54	23	3	264	0	0	9	1	60	8	12	301	348	1,563

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	42	対象人数	714
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	7	対象人数	141
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		98	2	96	45	6	0
	簡易型		35	0	35	16	1	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		244	6	238	139	26	1
モニタリング	回数	1,431	サービス担当者会議			回数		177

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	28
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	1
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	20
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	87
行政等主催の会議等	会議数	86	参加職員数	91
地域主催の会議等	会議数	57	参加職員数	71
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	21
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	49
運営推進会議	開催数	11	参加職員数	15
研修	回数	15	受講職員数	16
住民主体活動の後方支援	参加回数	8	参加職員数	17
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	299		
（内数）ケース検討会	開催数	7		

月別実績報告書 その1

センター番号：	23
センター名：	元町山手あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	70	22	43	13	11	0	1,991	2	0	126	1	341	203	40	125	74	3,062
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	2	0	16
来所	19	5	13	0	4	1	172	0	0	5	0	22	9	3	88	32	373
うち時間外対応	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5
訪問	23	0	15	8	5	0	951	0	0	22	0	114	86	91	91	26	1,432
うち時間外対応	1	0	0	2	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	3	0	16
その他	0	0	3	0	1	0	97	0	1	23	0	7	32	29	5	20	218
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
合計	112	27	74	21	21	1	3,211	2	1	176	1	484	330	163	309	152	5,085
うち時間外対応	1	0	0	2	1	0	25	0	0	0	0	0	0	0	8	5	42
実人数	104	27	66	15	21	1	2,869	2	1	125	1	417	260	156	297	116	4,478
うち新規人数	34	7	21	8	9	1	301	1	1	17	1	7	24	2	117	24	575

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	87	対象人数	2,263
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	27	対象人数	606
緊急対応件数（事故対応等）		件数	5		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		83	3	80	48	0	3
	簡易型		22	1	21	8	0	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		265	5	260	123	0	3
モニタリング	回数	1,823	サービス担当者会議			回数		465

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	26
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	12
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	63
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	228
行政等主催の会議等	会議数	55	参加職員数	61
地域主催の会議等	会議数	36	参加職員数	46
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	6
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	55
運営推進会議	開催数	1	参加職員数	1
研修	回数	14	受講職員数	28
住民主体活動の後方支援	参加回数	39	参加職員数	299
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,696		
（内数）ケース検討会	開催数	2		

月別実績報告書 その1

センター番号：	24
センター名：	ハーバーランドあんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	670	42	74	96	34	0	235	5	0	107	2	31	10	6	63	60	1,435
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
来所	99	20	20	8	10	3	19	1	1	4	0	2	2	0	77	5	271
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
訪問	178	10	17	36	20	3	203	1	0	9	1	8	3	45	92	6	632
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
その他	9	0	36	37	2	0	0	1	0	0	1	4	0	0	1	1	92
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	956	72	147	177	66	6	457	8	1	120	4	45	15	51	233	72	2,430
うち時間外対応	9	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3	19
実人数	624	43	99	113	44	6	320	4	1	17	4	26	7	44	197	50	1,599
うち新規人数	327	23	43	43	22	6	81	3	1	7	4	12	3	9	174	23	781

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	101	対象人数	1,812
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	54	対象人数	1,089
緊急対応件数（事故対応等）		件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		0	0	0	0	0	0
	簡易型		0	0	0	0	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		0	0	0	0	0	0
モニタリング	回数	2,298	サービス担当者会議			回数		298

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	74
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	61
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	17
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	92
行政等主催の会議等	会議数	65	参加職員数	68
地域主催の会議等	会議数	103	参加職員数	113
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	32
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	21	受講職員数	30
住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数	7
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	868		
（内数）ケース検討会	開催数	7		

月別実績報告書 その1

センター番号：	25
センター名：	港島あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	704	145	243	216	92	3	675	12	0	51	5	286	166	56	102	30	2,786
うち時間外対応	10	3	6	1	0	0	4	0	0	1	0	2	0	0	0	0	27
来所	200	26	44	56	25	8	39	1	0	3	1	17	11	10	126	6	573
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	0	9
訪問	90	10	34	162	35	10	178	6	0	7	2	20	11	26	103	1	695
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	7	2	15	17	1	0	15	0	0	2	0	2	5	13	0	29	108
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	1,001	183	336	451	153	21	907	19	0	63	8	325	193	105	331	66	4,162
うち時間外対応	15	3	6	2	0	0	5	0	0	1	0	2	1	1	3	0	39
実人数	560	95	194	312	105	18	384	11	0	10	3	216	64	82	272	59	2,385
うち新規人数	388	61	104	168	60	18	198	10	0	7	3	161	30	54	250	44	1,556

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	463	対象人数	2,574
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	463	対象人数	2,574
緊急対応件数（事故対応等）		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		33	1	32	15	1	1
	簡易型		36	1	35	4	0	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		203	6	197	60	18	1
モニタリング	回数	2,073	サービス担当者会議			回数		284

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	35
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	19	参加人数	58
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	76
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	163
行政等主催の会議等	会議数	81	参加職員数	87
地域主催の会議等	会議数	73	参加職員数	185
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	27
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	27
運営推進会議	開催数	3	参加職員数	3
研修	回数	20	受講職員数	70
住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数	7
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	499		
（内数）ケース検討会	開催数	13		

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　19

あんしんすこやかセンター名：　新神戸あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　中筋　士朗

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について
・運営時間は、原則として月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 6 時とし、祝日も開設する。
・日曜日および年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）については休業とする。
・運営時間外においては、併設の特別養護老人ホームおよび居宅介護支援事業所の総合窓口にて一次対応を行う。
・緊急時はセンター携帯電話により対応し、運営管理者が常時携帯することで 24 時間相談体制を確保する。

２．職員の配置について
・主任介護支援専門員　１名
・保健師（または看護師）　１名
・社会福祉士　１名
・地域支え合い推進員　１名
・その他の職員（介護予防プランナー）　２名
・事務補助職員（法人兼務）　１名
・職員の不足時には法人内の加配職員を活用し、業務に支障が生じない体制を確保する。

３．総合相談支援業務について
・日曜日および年末年始を除き、午前 9 時から午後 6 時まで相談対応を行う。
・相談対応は電話、来所、訪問により実施する。
・地域のつどいの場等を活用し、相談窓口の周知を図る。
・介護保険制度の説明、申請代行、地域資源の情報提供を行う。
・早期相談につなげるため、あんしんすこやかセンターの広報活動を充実させる。
・認知症および精神疾患に関する相談について、本人および家族への支援を行う。

４．権利擁護業務について
・行政および関係機関と連携し、迅速な対応体制を確保する。
・権利擁護支援が必要なケースの早期発見に努める。

・地域の集いの場等において、虐待防止および特殊詐欺防止に関する啓発を行う。
・権利擁護に関する研修および啓発活動を計画的に実施する。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について
・介護支援専門員からの相談に対応し、必要に応じて同行支援等を行う。
・困難事例については関係機関と連携し対応する。
・地域ケア会議を開催し、地域課題の把握および解決に向けた検討を行う。
・主任介護支援専門員による支援を行い、介護支援専門員の負担軽減を図る。

６．介護予防ケアマネジメント業務について
・関係機関と連携し、介護予防が必要な高齢者の把握に努める。
・自立支援型ケアプランの作成を行う。
・地域資源を活用した介護予防・フレイル予防の支援を行う。
・つどいの場等への参加を促進し、地域での自立した生活の継続を支援する。

７．地域支え合い活動推進事業について
・民生委員、自治会、ボランティア等と連携し、高齢者の見守り活動を行う。
・みまもろう掲示協力店等との連携を推進する。
・地域において介護予防教室等を実施する。
・住民主体のつどいの場の継続支援を行う。

８．認知症に関する取り組みについて

・認知症に関する相談に対して、地域住民や商店、医療・介護関係者との連携を強化し、見守りや早期発見、必要な支援につながる体制を整える。
・認知症神戸モデルの周知および利用促進を図る。
・認知症高齢者への声かけ訓練を実施し、地域住民の認知症に対する理解を深める。
・認知症キッズサポーター養成講座に協力し、次世代の地域の支援者を育成する。

９．民生委員等地域との連携について
・民児協定例会や給食会へ参加し、情報共有を行う。
・相談や連絡に対して迅速に対応し、必要に応じて訪問を実施する。

１０．医療機関との連携について
・医療機関、地域医療連携室、薬局等への訪問を行い、圏域の地域課題や高齢者の相談傾向、地域資源、認知症支援、入退院支援時の連携方法等について情報共有を行い、早期発見・早期支援につながる連携体制の構築を図る。
・医療介護サポートセンターや医療機関が行う、多職種連携の研修等へ参加する。
・医療・介護連携強化のための連絡会等の開催に取り組む。

１１．その他関係機関との連携について

・地域団体（自治会、老人会、ボランティア等）との連携を図る。
・地域住民との関係づくりを推進する。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について
・公正中立な立場で相談対応を行う。
・利用者の意思を尊重し、適切な情報提供を行う。
・相談内容について職員間で共有し、支援の質の向上を図る。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　２０

あんしんすこやかセンター名：春日野あんしんすこやかセンター

運営管理者名：橋本　弘子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について
・日曜・年末年始（１２月３０日～１月３日）を除き、４職種が交代で当番を決め、専門職として電話や来所者の相談対応ができる体制をとり、必要に応じて訪問し相談の対応を行う。
・２４時間体制については、職員の就労時間外である夜間（１７：３０～９：００）及び日曜日・年末年始（終日）、災害で出勤困難な場合は夜間専用の携帯電話を職員が交代で持って電話対応を行い、必要に応じて運営管理者・担当職員へ連絡する体制を取る。

２．職員の配置について
・４職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支えあい推進員）が常時配置されており、お互いが適切に連携しあうことで色々な視点・豊富な知識で対応できる体制を整える。
・介護予防ケアマネジメントでは上記の４職種が兼務を行うほか、介護予防ケアマネジャー２名を配置している。
・シルバーハウジングでは LSA を１名配置し、見守りを兼ねた相談対応に努めている。

３．総合相談支援業務について
・センター職員が常に住民からの相談に対応ができるよう朝礼でその日の業務内容をお互い明確にし、センター職員が業務中不在とならないよう連携・調整を図る。
・相談対応時は専門用語を使わないようにし、相手の反応を見ながら理解できる言葉を選んでゆっくりと説明をする。相手の自己決定を尊重しつつインフォーマルを含む必要な情報提供を行う。
・相談内容については朝礼や会議等、適宜センター内で情報共有をおこない、緊急性の判断や対応方法について的確な対応が出来るようにする。必要に応じて区に連絡・相談を行う。
・総合相談の内容を統計化することで、地域・年齢・疾患、相談内容別にデータの視覚化を図る。そこから見えてくる地域課題を把握することで予防的啓発活動を行う体制を整える。

４．権利擁護業務について
・高齢者虐待通報相談があった際は、4 職種で情報共有を行い、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」に沿って、適切に対応を行っていく。また、関係機関とも連携を行いながら、高齢者虐待解消に向けて、対応を行っていく。
・認知症進行などで不適切な介護状態が継続し、高齢者虐待となることが多い。高齢者虐待とならないように早期の段階で発見し、対応、支援ができるよう民生委員や地域住民、医療関係者、

介護事業所など幅広く地域に関係する方に対して、相談先であるあんしんすこやかセンターの周知を行い、高齢者虐待予防啓発を行っていく。

・高齢者虐待終結後のふり返りを行うことにより、あんしんすこやかセンター職員の対応を客観的、冷静に見直すことができる。そのことにより、あんしんすこやかセンター職員の対応力向上につながる為、高齢者虐待事例終了後のふり返り事例検討会議や、施設内研修を実施していく。

・高齢者本人や地域住民にも幅広く成年後見制度について知ってもらえるよう啓発を行っていく。また、相談があった場合は、成年後見制度の必要性の確認・説明を行い、関係機関へつなぐなど、利用に向けた支援を行う。

・あんしんすこやかセンターに相談があった事例や警察、神戸市からの消費者被害事例などをもとにチラシを作成し、高齢者や地域住民、介護事業所に対して配布し、早期に注意喚起を行い、被害防止に努める。また、被害にあった方には、家族や警察へ相談、業者との連絡支援、消費者センターへ連絡、クーリングオフの方法などの支援を行う。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域内の要支援認定を受けたサービス利用者に対して介護予防の視点でケアプランが作成できるように委託居宅介護支援事業所（介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所含む）と連携を図り、社会資源等の情報提供やアドバイスを行う。

・ケアマネジャーより困難ケース等の相談があった場合は必要に応じて同行訪問、カンファレンスに参加し、課題解決できるように支援する。状況に応じて他部署・他職種等の支援者に働きかける。

・介護支援専門員が抱える困難ケースの相談を単なる個別ケースとせず、地域課題として積み重ねる。必要に応じて地域ケア会議を開催し、地域・医療・介護・行政などで課題解決のための協働、質の高いケアマネジメントを目指す。また、不足しているサービスや社会資源などがないか相談内容から検討していく。

・年度初めに圏域居宅介護支援事業所に対してセンター主催の地域ケア会議・ケアマネ連絡会・介護リフレッシュ教室などの開催計画を示し、地域や多職種との顔つなぎの場に参加ができる体制を整える。

・介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、介護支援専門員の支援ニーズに基づいて圏域ケアマネ連絡会にて研修などを開催する。そして連絡会では圏域内の介護支援専門員同士がお互いに連携・相談ができる関係を構築でき、タイムリーな情報共有により介護支援専門員の資質の向上を図る。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

・総合相談の統計や地区特性を考慮した上で、地域の集いの場などで医療機関や他機関などの専門職種と連携し、介護予防・フレイル予防・重度化予防に向けて取り組める機会を作る。

・相談時に、自主グループなどの集い場・地域拠点型一般介護予防事業・フレイル予防事業・フレイル改善通所サービスなどを提案し、地域活動に参加できるように支援する。

・事業対象者や要支援者に対する介護予防ケアマネジメントでは 4 職種と介護予防ケアマネジャー２名を加配し、相談依頼に対して速やかに対応出来る体制を確保する。居宅介護支援事業所とも連携し、適宜委託担当の依頼を行う。

・フレイル予防の必要はあるが自覚していない高齢者の発掘を行うために地域に出向いて基本チェックリストを行い、自身でフレイル改善に向けて行動ができるように促す。特に、オーラルフレイルの強化を図る。

７．地域支え合い活動推進事業について

・給食会等の地域行事に参加し、支援者と顔の見える関係づくりを行うとともに地域の現状や課題の把握に努める。

・地域の現状及び前年度の地域別相談内容の統計をもとに、地域に適したタイムリーな情報提供を計画的に行う。

・集いの場の支援者と定期的に話をする機会を持ち、運営する上で困っていることがあれば助言、ねぎらいを行い、継続的に運営・支援ができるように後方支援を行っていく。また圏域内で行われている集いの場の情報提供を行い、横のつなぎができるようにする。

・民生委員等からの相談を受け、安否確認や見守り訪問を継続し、インフォーマルサービス等も検討しながら本人の力を引き出す支援を行う。

・単身高齢者数の多い復興住宅及び周辺地域への見守りの支援のため、定期的に連絡会を開催し、地域の見守り支援活動の後方支援・相談支援を行う。

・新たな集いの場の発足の相談があったときには助成制度の情報提供を行い、開催に向けて後方支援を行う。

・地域住民から困り事などの相談を受けた場合、必要に応じてセンター内で協議、分析し可能な限り対応する。

・給食会やつどいの場等に参加されていない方へも必要な情報提供（センター業務に関する広報や季節ごとの啓発等）が行えるよう、地域の掲示板を活用させていただく。また、圏域内のデイサービス、訪問介護、居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者住宅には情報提供を行い、広い範囲で啓発を行う。

８．認知症に関する取り組みについて

・地域の集いの場や会議等の場において、認知症及び認知症予防等に関する啓発・広報を意識的に行っていく。

・認知症当事者・介護者等の対象者に対し、介護リフレッシュ教室、高齢者安心登録制度、神戸モデル（認知機能検診・事故救済制度・GPS 等）、ＫＯＢＥみまもりヘルパーなどの情報提供を行い、介護負担軽減を図る。

・認知症の相談を受けた時には本人・家族の実態把握を行い、医療機関や必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携し、早期対応を心がける。

・金融機関や郵便局と意見交換の場を作り、認知症の方の行動で困っていることや対応方法について情報共有を行う。またセンターは認知症で生活が困難になった方を必要な支援者につなぐ役割があることを共有し、早期相談の啓発を行っていく。

９．民生委員等地域との連携について

・支え合い推進員を中心に、各センター職員も小地域連絡会や給食会等へ参加することで相談しやすい関係を作り、日頃から高齢者見守り活動の連携、情報交換が円滑に行えるように努める。

・小地域連絡会では地域で気になっている人、対応方法で悩んでいる事、地域の課題等について確認する場とし、地域と一丸となって地域住民の支援が行えるように連携を図る。

１０．医療機関との連携について

・病院の地域医療連携室等と連携し、入院情報シートを利用しながら入退院に関する調整を密に行い、切れ目のない介護・医療の支援を行っていく。
・認知症、精神疾患を抱える方やフレイルの相談が増加傾向にあるため、タイミングを計りながら必要な医療機関に繋げる体制を整えていく。
・医師、歯科医師、薬剤師との連携を図り、在宅で医療の必要な高齢者に対応できるよう連携を図る。

１１．その他関係機関との連携について

・相談や情報提供があった時には速やかに実態把握を行い、必要に応じて地域住民や医療機関・行政・その他関係機関と連携し、介護予防の視点を持って必要なサービスに繋がるように支援していく。
・「集いの場を支援する団体」と連携を図り、地域の高齢者の居場所を確保していくために情報共有・後方支援を行う。また参加者が増えるよう地域に啓発を行っていく。
・警察、消防、市営住宅やマンション管理会社、大家等と個人情報保護下で情報共有を行い、お互い連携をしながら見守り対応を行う。
・新聞配達や宅配弁当、銀行等協力事業者からの通報に対応し、利用者の安否確認を速やかに行う。
・保健福祉課、生活支援課、地域協働課、社会福祉協議会、障害者支援センター等と連携を図り、様々な視点で地域高齢者の介護予防、権利擁護、認知症対応等の支援が行えるよう情報共有を行いながら多機関で役割分担を行う。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者が居宅介護支援事業所やサービス事業所、サービス内容を自身で選択できるよう、ハートページ等を活用し複数の情報の提供に努める。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：２１

あんしんすこやかセンター名：脇の浜あんしんすこやかセンター

運営管理者名：田中　智明

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　下線は重点目標

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

休業日（日曜日・祝日・年末年始）及び営業時間外（17:45～翌日 9:00）の相談においては、日直・当直職員より担当者へ速やかに連絡できる体制を整備します。月曜日から土曜日については当番を決めて終日、電話・相談の対応を行い、切れ目のない相談支援体制の確保に努めます。訪問等で外出する場合は、センター職員内での調整や携帯電話の活用により、地域住民からの相談に円滑に対応できる体制を整えます。

２．職員の配置について

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員に加え、LSA・事務職を配置し、それぞれの専門性を活かしながら業務を遂行します。

また、職員間の情報共有を密にし、迅速な連携体制を維持することで相談支援機能の充実を図ります。

３．総合相談支援業務について

地域ネットワークを通じて本人・家族・近隣住民等からの相談窓口となり、様々な相談・連絡を受け付けます。支援を必要とする高齢者の状況把握に努め、必要に応じて介護保険サービスの利用調整や地域資源の紹介等を行います。関係機関と連携しながら、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援を行います。

４．権利擁護業務について

高齢者が地域生活を継続するうえで困難を抱えた場合、家族・地域住民・民生委員・行政等と協力体制を整え、権利擁護の視点に基づいた支援を行います。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用につなげるとともに、高齢者虐待や消費者被害の早期発見・早期対応に努めます。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように、圏域の資源マップを定期的に情報更新し、介護支援専門員等に地域の社会資源に関する情報提供を行います。また、医療機関・介護サービス事業所・地域関係団体等との連携を図り、地域ケア会議を活用して地域課題の把握・共有を行い、地域資源の開発やネットワークの強化に取り組みます。又、地域の介護支援専門員に対して日常業務の円滑な実施及びケアマネジメントの質の向上を支援する為、連絡会等を通して相談・助言・支援・情報提供等を行います。圏域のケアマネジャーとの連絡会等を通じて情報交換を行い、顔の見える関係づくりと支援力の向上を図ります。また複合的な課題を抱える困難事例については、介護支援専門員が孤立して対応を抱え込まないよう同行訪問・ケース検討会等を行い、課題整理や支援方針も共有し支援します。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

フレイル予防が必要な方や地域活動への参加が少ない方について、関係機関と連携し情報共有を行い、地域課題の把握に努めます。

７．地域支え合い活動推進事業について

地域住民が安心して日常生活を送ることができるよう、地域ニーズや社会資源の把握を行い、区社会福祉協議会等と連携しながら支え合い活動の推進に取り組みます。

また、地域資源マップ等を活用し、地域住民や関係機関への情報発信を行います。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できる地域づくりを目指し、認知症に関する普及啓発および地域での見守り体制の強化に取り組みます。具体的には、地域住民や関係機関を対象とした認知症の勉強会等を開催、認知症に対する正しい理解の普及と地域で支え合う意識の醸成を図ります。また、地域行事や関係団体の会合等において認知症に関する情報提供を行い、早期相談・早期対応につながるよう啓発活動を行います。地域で認知症の方への適切な対応ができるよう、声かけ訓練等を圏域内で実施し、地域住民の対応力の向上に取り組みます。地域行事等を通じて、神戸市安心登録制度や神戸モデルの周知を行い、行方不明時の早期発見や見守り体制の強化につなげていきます。また、認知症への理解を次世代へ広げていくことを目的として、キッズサポーター養成講座を開催します。

９．民生委員等地域との連携について

民生児童委員協議会の定期的会議への参加、ふれあいのまちづくり協議会・友愛訪問グループ・ボランティアグループとの支援者連絡会で情報共有を行い、認知症や防災・高齢者虐待・消費者被害等についての情報提供を行い地域との連携を深め、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。ふれあいのまちづくり協議会・各自治会・区社会福祉協議会等が行う地域行事へ参加します。

１０．医療機関との連携について

主治医や地域の医療機関と連携を図り、地域包括支援システムを構築すると共に関係者が容易に情報交換や共有ができるような環境作りに努めます。また定期的な圏域内の病院・薬局等の訪問や地域ケア会議に定期的に参加して頂くことにより、顔の見える関係づくりを継続して行います。医師・歯科医師・薬剤師・医療ソーシャルワーカーとのさらなる連携強化に努め、困難事例に関しては必要に応じて地域ケア会議を開催していきます。

１１．その他関係機関との連携について

看護大学・警察・消防・マンションの管理会社・ボランティア団体や認知症サポーター店等と地域の会議や定期的な訪問等で連携を図り、地域の高齢者が安心して暮らせる見守り体制の強化を目指します。区保健福祉課・区社会福祉協議会との情報交換や連携を行い、地域でのネットワークの充実に努めます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

①センター事業の人員・設備及び運営に関する基準を守ります。

②利用者・事業者への適切な情報を提供します。

③適切な情報提供に基づく利用者の意志決定を尊重します。

④適切な介護予防ケアマネジメントを確保します。

⑤公平公正な介護予防ケアマネジメントを提供・支援します。

⑥介護保険制度・総合事業についての理解に努めます。

⑦個人情報の保護に努めます。

上記をふまえ、高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立性を確保します

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：22

あんしんすこやかセンター名：三宮あんしんすこやかセンター

運営管理者名：秋田　知宏

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　下線部分は重点目標

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

年末年始を除き、祝日を含む月曜日から金曜日の８:30 から 17:30、土曜日８:30 から 12:30 までの窓口開設時間において、常時いずれかの職種が窓口対応できる体制を維持します。窓口開設時間外については職員による携帯電話の持ち回り対応を行い、緊急時を含めた相談に迅速に対応する体制を継続します。また、担当不在時でも他職員が対応できるよう情報共有の標準化と引継ぎ体制の強化を図ります。

２．職員の配置について

保健師（または看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各１名配置し、合計 4.5 名体制を維持します。職種間の連携を強化し、複合的課題や地域課題への対応力向上を図るとともに、OJT や研修を通じた人材育成により、継続的に支援できる体制整備を行います。

３．総合相談支援業務について

相談内容の複雑化・多問題化に対応するため、多機関・多職種連携の制度化・標準化を進めます。福祉・介護のみならず法律・医療等の多分野課題に対し関係機関との連携体制を強化し、相談から解決までのプロセス短縮を図ります。従来の地域関係では把握が困難な「未接触層」へのアプローチを強化し、集合住宅等を含む地域の潜在的ニーズへの早期接点を確保することで、相談支援体制の定着とアクセス性の向上を図ります。

４．権利擁護業務について

高齢者の尊厳ある生活の維持を目的に、虐待・消費者被害・認知症に伴う生活課題の早期発見・早期対応に努めます。地域住民や関係機関との連携を強化し、成年後見制度等の適切な支援につなげます。地域ケア会議等を活用し、権利擁護に関する理解促進と実践的対応力の向上を図ります。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内ケアマネジャーとの連携強化を図り、定期的な連絡会・事例検討会を通じて支援力の向上を図ります。多機関・多職種連携の標準化を進め、事例検討や情報共有を定期化することで、個別対応にとどまらない継続的かつ実効性のある支援体制を構築します。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

本人の自立支援を基本とし、意欲を引き出すケアマネジメントを実施します。事業対象者・要支援者に対して生活機能の維持・向上を目指した支援を行い、地域資源の活用を通じて介護予防の推進を図ります。

７．地域支え合い活動推進事業について

地域住民・学生・事業所等の多様な担い手育成を図ります。地域主体で持続可能に運営される支え合い活動の仕組みを構築し、地域全体の支援力向上を図ります。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症への理解促進と地域での支援力向上を図る取組を実施します。単発実施にとどめずフォローアップの機会を設けることで、地域での実践力定着を図ります。

９．民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域関係者との連携を継続し、相談しやすい窓口としての機能強化を図ります。情報共有とフィードバックを適切に行い、地域課題の早期把握と対応を行うことで、地域支援体制の安定化を図ります。

１０．医療機関との連携について

医療機関や医師会等との連携を強化し、医療と介護の一体的支援体制を推進します。広報誌等を活用した周知を継続し、多職種連携によるチームアプローチの構築を進めます。

１１．その他関係機関との連携について

多機関交流会や事例検討の機会を定期的に設け、複雑化する支援課題への対応力を強化します。個別ケース対応にとどまらず、支援方法の標準化や情報共有の仕組み化を進めることで、多機関連携の標準化を図ります。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

利用者の意思を尊重し、特定事業者への偏りのない公正中立な支援を徹底します。情報収集と説明責任を適切に果たし、利用者が主体的に選択できる支援体制を維持します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　8 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　23

あんしんすこやかセンター名：　元町山手　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　安藤　武博

令和 8 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組む。

※　下線部分は重点目標

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・相談窓口の営業時間は 9 時～18 時とし、日曜日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は原則休みとする。また、営業時間外の夜間、休日など 24 時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者などが連絡を受け、必要に応じセンター職員が電話対応を行う体制を整える。

・相談対応後は職員間で情報の共有を図る。記録は適切に管理し、担当者が不在でも支援が継続出来るように努める。

２．職員の配置について

・運営管理者１名、主任介護支援専門員１名、社会福祉士１名、保健師１名、地域支え合い推進員１名、プランナー3 名、ＬＳＡ１名を配置し、専門性を活かしながら業務を遂行し、また、各職員が横断的に協力しあうチームアプローチの体制を保つ。

・介護予防ケアマネジメントについては、4 職種 4 名とプランナー3 名により対応していく。

３．総合相談支援業務について

・ワンストップ機関という役割を意識し、相談受付に対しては相談者の訴え思いを傾聴し、共感する事で、その相談者が納得されるような対応を心掛ける。

・様々な相談に対して専門的なチームアプローチを実施し、相談後は直ちに記録の整備、回覧を行い、職員間で情報の共有を図る。

・圏域内の様々な社会資源に対して広報活動を行い、センターの役割が周知される事によって、地域で問題を抱える高齢者の早期発見、早期介入を目指す。また、それにより地域との連携を深め、相談しやすい環境作りに努める。

・県営住宅にＬＳＡ１名を派遣し、シルバーハウジングに住む高齢者の相談に対応するとともに、見守り活動を行う。

４．権利擁護業務について

・地域行事や介護予防普及啓発事業などの場において、権利擁護（成年後見制度、消費者被害予防、高齢者虐待の防止）について、地域住民に対し啓発活動を行う。

・消費者被害防止の為、消費者被害に関する情報提供を行い、地域住民が被害に巻き込まれないよう啓発活動に取り組む。また、消費者被害に関する相談があれば、関係機関と連携し、被害を最小限にとどめる為の支援を行なうとともに、市介護保険課ならびに区保健福祉課、及び消費生活センターへ遅滞なく報告する。

・民生委員や友愛訪問グループ、婦人会、自治会、介護サービス事業者など、地域の多様なネッ

トワークを活用し、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努める。また、高齢者虐待などの事例を発見した場合には､情報収集と事実確認を早急に行い､区保健福祉課に報告するとともに、社会福祉士を中心とした４職種でチームアプローチを行い､介護サービス事業者などの関連機関と連携し、適切な対応を行う。

・日常生活自立支援事業や、成年後見制度に対する職員の理解を深め、金銭管理が難しくなった認知症の方や、独居高齢者などの必要な方に対して、速やかに関係機関と連携し、適切な時期に制度へ繋げていく。

・事業所内で行う高齢者虐待防止研修に加え、虐待防止を含めた権利擁護に関する外部研修にも積極的に参加する事によって、職員の対応力向上を目指す。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域内のケアマネジャーが抱える困難対応ケースへの助言、指導などの支援を行い、その内容をセンターで共有する。

・介護サービス事業所従事者（主に介護支援専門員）を対象に、連絡会、事例検討会などの研修会を開催し、連携体制を構築する。

・認知症や精神疾患を持つ高齢者への個別的な対応の中で、予防的支援体制やネットワーク構築により問題が早期に解決出来るよう、関係機関と検討する話し合いをもつ。

・独居高齢者の多い地区などにおいて、認知症高齢者声掛け訓練や認知症キッズサポーター養成講座を実施し、地域住民への認知症に対する理解を深める。

・圏域の介護支援専門員と地域支援者（民生委員、友愛訪問ボランティア）との交流、意見交換会を企画実施する。

・高層住宅やオートロックマンションが多数立ち並ぶ地区の、高齢化率の高いマンションにおいて、高齢者を見守る集いの場の継続に向けた働き掛けを、区社会福祉協議会と連携を図りながら行う。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

・自宅で可能な限り自立した生活が送れるように、常に利用者の意向を確認しながら、各種サービスや地域で開催している様々なつどいの場などに繋ぎ、健康維持に努める。

・要支援者に対しては、4 職種 4 名及びプランナー3 名、（運営管理者 1 名）で対応する。介護予防サービスの内容や意義を説明し､その対象者が自主的に介護予防に努めていくよう支援していく。また､個別のニーズを踏まえ､公正中立な立場で､その方の望む生活が実現出来るよう、自立支援を基本としたケアプランを作成する。要支援者自らが行うセルフケアについても、可能な限りケアプランに反映して、意欲的に取り組めるように促進する。

７．地域支え合い活動推進事業について

・地域主体活動へ積極的に参加し、地域住民や地域支援者との信頼関係を構築するとともに、地域の状況やニーズについて情報収集し、顔の見える関係作りを行う。

・小地域支え合い連絡会を開催し、支援を必要とする高齢者の早期発見、早期対応に努め、高齢者が心身の状態を維持出来るよう適切な支援を行う。また、民生委員などが見守り活動を行う中で生じる、困り事の相談にも対応する。

・地域支援者と協力し、高齢者の集える場所作りを進めていく。また、現在稼働している自主グループの活動が継続出来るよう、後方支援を行う。

８．認知症に関する取り組みについて

・神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の施行にあたり、「神戸モデル」の説明を地域行事やセンター主催の活動などの中で継続的に行く。

・認知症キッズサポーター養成講座を開催し、子供たちにも認知症に対する理解とその対応力の向上を促す事によって、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指す。

・困難事例が発生した時は、専門医やオレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）などと連携を図り、課題の解決に努める。

・介護リフレッシュ教室が必要な方へ広報し、認知症高齢者の家族が日頃の悩みや辛さを話し合い交流する事で、家族の孤立を防ぐ。また、専門的知見を持つ講師を招き、意見交換を行う事によって、在宅における介護負担の軽減に繋がるよう支援を行う。

・介護リフレッシュ教室に参加する認知症高齢者の家族などのつどいの輪を広げていく。

・認知症サポーター店や、見守りに協力いただける店舗などへ定期訪問し、情報提供を行うことでセンターとの関係性を深めながら、認知症高齢者を見守るネットワークの一躍を、担っていただけるよう働き掛ける。

９．民生委員等地域との連携について

・民生委員など、地域から高齢者に関する相談があれば迅速に対応し、各関係機関に繋ぐとともに地域から信頼されるセンターとなるように努める。

・地域行事やふれあいのまちづくり協議会の役員会などに出席し、民生委員やその他の役員などと日頃から情報交換が出来るように、関係性を深めていく。

・地域の実情に照らし合わせ、必要時には個別ケース（架空事例も含み）による地域ケア会議を実施する。

１０．医療機関との連携について

・介護予防支援業務を行なうにあたって、担当する利用者のケアプランの見直しや、病状に変化が生じた場合には、速やかに主治医へ報告、相談するとともに、必要に応じて関連機関に連絡し、利用者が安全かつ効果的に介護予防サービスを利用出来るように努める。

・地域医療連携室や医療介護サポートセンターと連携しながら、入院や在宅復帰に向けた支援を迅速に行う。

１１．その他関係機関との連携について

・ふれあいネット事業である地域連絡会を定期的に開催する。区保健福祉課、社会福祉協議会、消防署、警察署、民生委員、介護サービス事業所などとともに、地域の状況やニ-ズについて情報交換を行い、それを地域に還元する。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・地域住民の権利擁護の為にも、センターの運営要綱、実施要項に定められた公正、中立の立場を遵守した事業運営に努める。

・地域の社会資源に関する情報収集を行い、それを見やすくファイリングし、市民やケアマネジャーなどを対象者として提供する事で、自己決定に向けた支援を行う。

・要介護者に対する居宅介護支援事業所の選定にあたっては、一覧表を提示し、対象者またはそ

の家族自らが、事業者を選定出来るように支援する。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　２４

あんしんすこやかセンター名：ハーバーランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：小路　邦博

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※下線部分は重点目標

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・センターは、日曜日・年末年始（12 月 30 日~1 月 3 日）以外、9 時から 17 時 30 分まで営業し、センター休館日、時間外においても電話応対できる体制を確保し、急用時においても、相談対応できるよう体制を整備している。来所相談者には相談室を設置し、相談の内容に応じて、窓口と相談室を使い分け、相談者が安心して相談できるよう環境に配慮し対応する。また、相談者の状況や希望に応じ、訪問対応についても調整し対応する。大規模災害時においては、運営管理者を中心に、職員の安全を確保した上で可能な職員は出務し、災害対策に当たれるようマニュアルを作成し、職員に周知したうえで、大規模災害訓練を実施する。

２．職員の配置について

・定められた配置基準に従い、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員(認知症地域支援推進員)を各１名常勤配置し、どのような相談にも適切かつ迅速に対応できるよう、相談の内容を常にセンター内で共有している。そのうえで、それぞれの専門職の観点から意見交換し、対策を検討したうえで、対応する仕組みを整えている。

３．総合相談支援業務について

・相談内容に応じて適切に対応できるよう基本的にはセンターに、あんしんすこやかセンター職員を常駐させ、窓口対応が常に行える体制を確保している。職員は、相談内容を整理した上で、その内容をセンター内で共有し、適切な支援につなげるよう調整対応する。

・行政及び地域住民からの情報提供や支援依頼に関しても、センターが実態把握を行い、関係機関とも協力しながら支援体制を構築する。

・相談者が安心してセンター職員に相談ができるよう、電話、来所、訪問など、相談者の希望に応じた対応を柔軟に行い、相談しやすい環境づくりに配慮する。また、直接窓口に相談があった際にも、適切に応対できるようセンター職員は当番制でセンターに常駐し、職員間での情報共有のための情報伝達を即時行ったうえで、データで情報を管理・蓄積していく。蓄積された個人情報はセキュリティー対策を講じているＰＣで管理し、紙媒体での情報は、管理者の責任の下、鍵付きのロッカーで厳重に管理する。

４．権利擁護業務について

・高齢者虐待については、虐待の防止に関する正しい知識と通報の必要性を、地域住民や居宅支援事業所に加えて連携する介護事業所を中心に周知を行う。センターと介護支援専門員、さらに介護事業所などとの連携を強化し、早期に介入できる体制を整える。

・消費者被害・特殊詐欺については、圏域内に被害に関する情報が入った際は、地域の給食会など、集いの場を通して早期に情報提供をし、啓発を行う。また、関連する事業所への周知を行う。特殊詐欺についても介護事業所に新たな手口の情報が入った場合は、センターと共有できる体制を整え、被害の未然防止に努めていく。

・成年後見制度について、地域の集いの場などで広報を行い、理解を深める。成年後見制度に至る前に、こうべ終活相談窓口やこうべ安心サポートセンターなどのサービスがあることを情報発信していく。また、神戸市・出前トーク事業を活用し、成年後見制度に関連した、もしもの備えの重要性を伝えていく。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・センター圏域の居宅介護支援事業所及び、要支援者を委託している居宅介護支援事業所からの相談に関しては、主任介護支援専門員が中心となり対応し、内容をセンター内で共有した上で各専門職と連携、対策を相談した介護支援専門員とともに対応する。

・困難ケースやハラスメントの相談に対して、センター職員が利用者と対峙する際には、相談者である介護支援専門員とセンターの立ち位置を明確に示し、毅然とした態度で対応する。

・圏域の居宅介護支援事業所へ、センターが把握している最新の社会資源情報を提供し、ケアマネジメントに活用できるよう支援する。

・昨年度末に実施した、圏域の居宅介護支援事業所へ行ったアンケートをもとに連絡会を開催し、介護支援専門員が課題だと感じている内容を話し合い、各事業所で対応ができるよう支援する。
例年開催している区内の各介護サービス事業所との研修会・交流会の在り方について再考し、あんしんすこやかセンターの役割の見直しを行ったうえで、事業所との連携を図る。
介護支援専門員が関連する年間の事業計画を作成し、圏域の居宅介護支援事業所へ情報提供を行い、介護支援専門員が計画的に活動できるよう支援する。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

・令和２年度より各地区の開催している給食会で基本チェックリストを実施し、どのように変化しているかについての情報をまとめ、介護予防の課題を抽出している。令和７年度の基本チェックリストの結果をもとに、認知症予防の講義を行い、住民自らが介護予防に努められるようにする。

・介護予防普及啓発事業や総合相談時にKOBEアクティブシニア目標シートを活用し、セルフケアマネジメント力を高め、自己解決できる高齢者を増やし、健康寿命の延伸を目指す。

・積極的に地域拠点型一般介護予防事業を行っている集いの場を訪問し、参加者の状態変化の把握を行い、介護予防の啓発を行う。

・介護予防が必要な高齢者に対して、積極的にアウトリーチを行い、社会資源の情報提供及び、自立した生活が送れるよう各支援機関と協力し、支援体制の構築を図る。特に自立へ向けた取り組みのツールであるフレイル改善通所サービスの啓発を中心に行う。

・介護予防ケアマネジメントの対象高齢者について、センター職員と介護支援専門員、関係事業者の協働により、質の高いケアマネジメントの展開を目指す。また、積極的な地域資源の把握

を行ったうえで関係事業者に紹介を行い、自立支援を促す。
・介護予防ケアマネジメント業務での訪問時や集いの場への参加時等、高齢者に関わる機会を利用し、介護予防について具体的な方法をリーフレットなどの視覚媒体を用いて説明する事で介護予防に関心を持てるようにアプローチする。

7．地域支え合い活動推進事業について
・当センターの圏域内にある地域住民主催で立ち上げた給食会や集いの場に参加し、地域住民と関わる事で信頼関係を構築しながら、給食会や集いの場が継続して開催できるように後方支援を行う。また給食会や集いの場に参加する地域住民に対して、必要と思われる情報提供を行ったり、地域住民からの日常生活に関する相談ごとや悩みごとを聞き取り、都度対応し、相談内容をセンター内で共有する。
・既存の集いの場への後方支援だけでなく、令和７年度に新しく立ち上がった集いの場に対しても、引き続き、後方支援（周知活動や積極的なセンター職員の参加など）を継続していく。
・地域住民が主催する集いの場の開催時間や活動内容などを変更した場合、センター内で変更した箇所について情報共有するとともに、中央区保健福祉課や中央区社会福祉協議会にも変更した箇所を情報共有することで、滞りなく後方支援が行えるように対応していく。
・介護保険サービスを初め、必要な制度に繋がっていない高齢者に対して、継続的な見守り（定期的な電話や自宅訪問）が必要かどうかを、見守り必要度基準（ものさし）を基にして、センター内で検討する。継続的な見守りが必要だと判断した場合は、暫定見守り対象者として、更に具体的な支援方法について検討する。その後、対象者が地域の中で安心して暮らせるように、対象者と関わる民生委員を初めとする地域住民へ普段から密に情報共有や連携を行いながら、介護保険サービスや必要と思われる制度に繋げていけるように関わっていく。

8．認知症に関する取り組みについて
・中央区での認知症施策の１つの取り組みとして昨年は中央区独自に作成した「みまもろう」ステッカーを、当センターの圏域内にある郵便局、銀行、コンビニエンスストアへ配布し理解を深めた。更なるネットワーク構築を目指し、普段から認知症の疑いのある人の情報共有や自宅訪問の実施など、日頃からの見守り体制を構築しながら、必要な制度に繋ぐ。
・地域住民が、認知症の人への声かけや関わりがスムーズに行えるように、認知症高齢者 SOS 声掛け訓練実施し、声掛けの方法や関わり方を学ぶ場を設ける。また、高齢者安心登録事業「みまもりシール」も活用して、更に実践に即した内容を意識した訓練を行う。更に神戸市の認知症施策の取り組みについての啓発を行う。
・学習意欲が高い参加者が多い集いの場で、認知症に関する勉強会を実施することにより、さらに地域の認知症に対する理解を深める。また、神戸市が実施する「高齢者安心登録事業」や「みまもりシール」の活用を促し、地域全体で見守りの目を増やしていく。

9．民生委員等地域との連携について
・令和７年度、小地域で作成した「情報共有シート」の活用状況を評価するとともに、センターの管轄する他圏域にも広げ、さらにネットワークを拡大することにより、センターと地域がよりスムーズに連携して高齢者支援が行えるよう取り組む。
・地域住民が主催する地域行事や集いの場へセンター職員が積極的に参加することで、センター職員と地域住民が信頼関係を築き、相談しやすい関係性をつくる。また参加した場所で地域に

とって必要な情報の提供や啓発活動を行い、地域住民と連携しながら活動を行う。民生委員や地域住民からの相談については、センター内で共有し、対応策を講じる。

・民生委員・主任児童委員が、高齢者支援の中で、悩みを個人で抱えこむことがないように、年３回実施している小地域連絡会（ふれあいネット）を通じて、課題に対する対応策や情報共有を行う。また民生委員・主任児童委員が日頃から気になる課題を把握し、小地域連絡会（ふれあいネット）を活用し勉強会を開催する。

１０．医療機関との連携について

・圏域内・近隣の医療機関との連携を図り、地域の高齢者に対して早期発見・早期対応ができるような体制づくりを行う。

・個別のケースについて主治医と連携を図り、高齢者に対してきめ細やかな対応ができるように関係性を深めていく。

・連携で必要な情報について中央区内の保健師・看護師ワーキングで作成した、医療機関からあんしんすこやかセンターへの紹介シートを活用し、情報提供を行っていく。

１１．その他関係機関との連携について

・地域ごとのふれあいのまちづくり協議会や民生委員児童委員協議会などと協力し、個別の高齢者支援に加え、小地域連絡会などから得た情報をもとに、地域の高齢者支援を検討する。

・不安定な生活を送る生活困窮者に対して、センターの介入状況をデータ化した上で、生活支援課との適切な支援体制を見出していくために、収集したデータをもとにケースごとの検証を行う。

・地域が主催する防災訓練や災害に関する行事にセンターが参加し、消防とも協力しながら、高齢者体験コーナーなどのブースを設けたり、災害時の高齢者支援についての啓発を行い、災害時に支援が必要な高齢者の置かれる状況を地域の支援者が理解できる場を提供する。

・認知症支援のネットワークを広げるために、金融機関やコンビニエンスストアなどを対象に、継続して連携を呼び掛けていく。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・法人による倫理及び法令順守に関する研修に参加し、センター職員が公平かつ中立的な立場を保つことの重要性を学び、全てのセンター職員が適切な判断能力を有することができるようにする。また、個別の判断で偏った支援が進まないよう情報共有を常に行う。

・センター職員は、常に相談者自身が選択できるよう、「ハートページ」や「医療機関マップ」その他のパンフレットなどを用いて説明する。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　8　年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　25

あんしんすこやかセンター名：　港島あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　奥矢登世子

令和 8 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

① 毎始業時間にミーティングを行い、当日の予定や前日の相談対応等について共有し必要に応じ方向性を検討する。

② 受け付けた相談は迅速に相談受付簿を作成し共有する。また地域分析を行うため、相談内容をデータ化し、地域の現状を客観的に判断できるようにする。

③ 月に 2 回第 2、第 4 水曜日職員全員での会議を行い個別事例の検討や、地域診断・地域課題・災害時対策について話し合う。

④ センターの広報「港島あんしんすこやかセンター便り」を毎月発行する。介護予防や権利擁護など高齢者に役立つ情報を高齢者や地域の支援者へ啓発する。また、地域住民による見守り活動に活用してもらう。

⑤ 24 時間体制について、営業時間以外は、電話での受付を法人と連携して対応する。

２．職員の配置について

主任ケアマネジャー	1 名
保健師	1 名
社会福祉士	2 名
地域支え合い推進員	1 名
看護師（法人加配）	1 名

それぞれの職員が専門知識や技能を活かしながらチームで業務を行う。

３．総合相談支援業務について

① 相談者の個人情報や自己決定を尊重し、困りごとに見合ったサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介や専門職として適切な提案やフォローを行っていく。また、緊急性の判断も行い、適切に支援を進めて行く。

② 多様な相談に、適切・迅速な対応ができるよう、センター内チームアプローチを行い、課題解決の援助を行う。

③ 高齢者本人の相談にとどまらず、その家族の状況を聞き取り、課題を明確にし、多機関と連携した支援を行う。必要に応じて、個別の地域ケア会議を開催し、困りごとの解決や、ネットワークの構築、

地域の課題を明確にする活動を行う。

4．権利擁護業務について

① 一人暮らしや老々世帯、家族問題を抱える高齢者など頼れる身寄りなく、認知症などにより金銭問題が発生するケースが増えてきている。成年後見制度を広く地域住民に知ってもらい、元気なうちから将来に備えられるよう啓発活動を行う。

② 高齢者虐待について、センター内での定期的な委員会の実施や研修会を行い、早期での気づきや介入を行うことで、虐待発生の予防や早期解決を目指す。また、地域住民、圏域の介護事業所に対し、虐待に対しての早期の気付きで相談につながるよう啓発活動を行う。

③ 消費者被害防止について、センター便りを活用し被害防止の為の啓発活動を地域住民に行う。また、圏域のケアマネジャーや介護サービス事業所と連携し、最新の情報を共有して被害が未然に防げるように説明を行っていく。

5．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

① 複数の課題を抱える高齢者の増加により、居宅介護支援事業所と連携した活動が必要となっている。圏域内のケアマネジャーと相互に協力し、必要に応じ個別の地域ケア会議を実施し支援の方向性を明格化、共有することで支援体制の強化を図る。

② 昨年度、ケアマネジャーからの相談内容の整理・分析・件数の把握を行い、認知症や家族問題といった相談が多くみられたため、認知症の方でも参加できる集いの場や、家族が気軽に相談や集える場所をケアマネジャーに情報提供し、支援に繋げてもらう。引き続き、ケアマネジャーからの相談内容を整理・分析・件数の把握を行う。

③ 圏域ケアマネジャーに対し、毎月センター便りや地域のインフォーマル情報、市からの情報、消費者被害の情報などを発信し、ケアプランに具体的な地域のインフォーマルサービスを盛り込めるよう支援する。

④ 大規模災害発生時に、地域や事業所間の連携が図れるようにネットワーク構築を目指す。

6．介護予防ケアマネジメント業務について

① 介護予防ケアマネジメントを適切に行えるように職員全員がマニュアルを厳守する。

② 委託先のケアマネジャーが、本人の自立支援に向けた取り組みを行えるようにサポートを行う。

③ 介護予防普及啓発事業でのかかわりを通して、潜在化している介護予防が必要な高齢者を把握し、必要な助言・相談を行っていく。

④ 顕在化した介護予防が必要な高齢者には、継続した関りが切れ目なくもてるよう、地域のインフォーマルサービスを含む活動に繋がるよう支援し、フレイル改善へ働きかけていく。

⑤ 介護予防の取組が継続して必要な方を積極的に把握し、その方に応じたインフォーマルサービスを含む情報を提供し心身の維持向上を支援する。

⑥ 介護予防ケアマネジメントを通じて起こりうる問題から、地域全体の課題を把握し、地域の社会資源や地域づくりの課題を検討し、センターとして取り組んでいけるようにする。

7．地域支え合い活動推進事業について

① 見守りが必要な高齢者の情報を関係者間で共有し、民生委員や地域住民と連携した見守りのネットワ

ークを構築する。

② 高齢者の見守りやボランティア活動は、マンションによって差がある。集いの場等の地域活動に参加し状況の把握に努める。港島でも高齢独居の方が多い。社会的孤立を防ぐためにも普段から声掛けを行い参加を促す。

③ 潜在化した見守りが必要な高齢者を発見できるよう、民生委員や地域住民と連携し、必要に応じて訪問活動を行い見守りのネットワークを構築する。

④ 圏域内には、多数のインフォーマルサービスや集いの場がある。それらの内容を把握しインフォーマル情報として、圏域のケアマネジャーに情報提供できるようセンター内で共有する。

８．認知症に関する取り組みについて

① みまもろうステッカー貼布協力店を対象に、認知症高齢者声掛け訓練を行い認知症の方への理解や対応について知ってもらう。

② 地域やケアマネジャーから寄せられる認知症相談に対して、必要に応じ個別の地域ケア会議を開催し、課題の共有や見守りのネットワーク構築を目指す。

③ 認知症の早期診断、早期治療ができるよう認知症診断助成制度の活用を推進する。オレンジチームや医療介護サポートセンターと連携し、認知症による課題を可能な限り早期解決できるように活動を行う。

④ 認知症サポート店との連携にとどまらず、中央区みまもろうステッカーを活用し認知症高齢者の見守りのネットワークを広げる。

９．民生委員等地域との連携について

① 小地域連絡会を毎月開催し、民生委員にフレイル予防や高齢者虐待などの啓発活動を行う。また、地域で起こる課題を共有し連携を深める。

② マンション単位で行われている見守り活動について、各マンション担当者と連携がとれるよう、地域が主催する会議等に参加し、見守り活動や高齢者支援が地域住民と連携して行える体制づくりを継続して行う。

③ それぞれのマンションで行われている見守り活動が円滑に行われるよう、地域住民からの相談や要望に応じた勉強会開催の支援などを行い、地域の高齢者が必要に応じ専門的相談が受けられる連携体制をつくる。

④ 地域ケア会議を開催し、地域の課題を共有し多職種で課題解決に向けたネットワーク構築を目指す。また、これまでの地域ケア会議で住民によって作成された「緊急対応支援時の意向確認書」が他のマンションでも活用できるよう地域団体に働きかけていく。

１０．医療機関との連携について

① 当センターでの初回相談時の疾病で最も多いのは悪性腫瘍、次いで認知症となっている。介護保険を利用し在宅療養する相談は年々増えており、医療機関との連携は不可欠になっている。圏域内には総合病院が２カ所あり、それぞれの地域連携室との関係が構築されている。地域住民が安心して在宅療養生活が送れるよう、地域の中核機関となれるよう医療・介護と連携し支援体制を構築することを目指す。

② 医療介護サポートセンターと連携し、医師から疾患別による療養生活について勉強会を毎年開催し、圏域内居宅事業所や介護事業所と学びや話し合いの場を設ける。

③ 圏域内の全ての開業医と顔のみえる関係を築いている。地域の高齢者が、認知症や介護の問題で孤立することが防げるよう今後も更に連携に努めていく。

④ 薬局 7 か所を月 1 回訪問し、薬の自己管理が難しくなり認知症が疑わる住民やフレイルチェック実施者において気になる住民の把握を行っている。引き続き連携しながら、地域住民の実態把握に繋げていく。

１１．その他関係機関との連携について

① 中央区保健福祉課と連携を密にし、報告・連絡・相談を随時行い、地域の高齢者を適切に支援することを目指す。

② 家族支援を含む、複合的な課題を持つ家庭が増加している。オレンジチーム、引きこもり支援室、子ども若者ケアラー相談支援窓口等と連携した支援を実施する。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

① 常に公正中立な運営を行い、職員が常に情報を共有し、共通の認識を持って、専門的見地を活かし、問題解決にあたるようにする。

② 地域包括支援センター事業とその他の事業の会計を峻別する。

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する